

徳島県規則第三十七号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条（見出しを含む。）中「徳島県警察本部の警務部会計課長」を「徳島県警察本部警務部会計課長」に改める。

別表第一徳島県東京本部長の項の次に次のように加える。

徳島県東海本部長

- 一 物産の販売及び購入のあつせん
- 二 観光のあつせん
- 三 物産の陳列展示品の決定
- 四 需用費のうち食糧費（賄材料費に係るものを除く。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為
- 五 使用料及び賃借料（徳島県東海本部の事務所及び公舎に係るものに限る。）についての地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為
- 六 徳島県公有財産取扱規則に関する次のこと。

- 1 第三十七条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等
- 2 第三十八条第三項（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付け等の期間の更新
- 3 第四十条ただし書（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等に係る契約内容の一部の省略の決定
- 4 第四十一条ただし書（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による貸付財産等の基準貸付料年額（貸付期間が一年未満の場合は、総額）が一件百万円未満の普通財産等の貸付け等に係る契約の担保又は連帯保証人の免除の決定
- 5 第四十二条第二項（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）において準用する徳島県行政財産使用料条例第七条第二号の規定による延滞金の額の算定についての特例措置の決定
- 6 第四十三条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付目的等の変更の承認
- 7 第四十四条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による普通財産等の貸付契約等の解除又は使用許可の取消し
- 8 第四十五条（第四十六条及び第四十六条の二において準用する場合を含む。）

の規定による貸付財産等の返還に関する事務の処理

七 別表第二に掲げる事項

別表第一徳島県関西本部長の項第五号中「及び徳島県名古屋事務所」を削る。

別表第二服務関係事項の項第五号の1中「第五条」を「第五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に、「週休日」を「週休日若しくは勤務時間を割り振らない日」に改め、同項第七号の1中「指定」の下に「及び同条第三項の規定による所属職員の勤務時間等の決定」を加える。

別表第二の二徳島県東部県税局長の項第六号中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、同表東部保健福祉局長の項第四十七号の7中「同条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、同項第六十七号の4中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第三項」に改め、同項第六十八号の3中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同項第八十八号の5を次のように改める。

5 徳島県長寿社会づくり支援費補助事業

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十二号中2を4とし、1の次に次のように加える。

2 第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定

3 第十三条第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十二号に次のように加える。

5 第三十条の二の規定による情報の利用又は提供

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十五号を次のように改める。

二十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）に関する次のこと（1、2、4、8及び9にあつては、農林水産部鳥獣対策・里山振興課長の専決に係るものを除く。）。

1 第九条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による報告の受理

2 第十五条第九項の規定による指定猟法許可証の返納の受理及び同条第十三項（第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置

3 第二十四条第八項の規定による販売許可証の返納の受理

4 第二十八条第五項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理並びに同条第十一項の規定による鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置

5 第三十四条第五項（第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置

6 第三十五条第十項の規定による承認証の返納の受理

7 第五十四条の規定による狩猟免状の返納の受理

8 第六十五条の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の返納の受理

9 第六十六条の規定による報告の受理

10 第七十条第二項の規定による標識の設置

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十六号中「5に」を「6に」に改め、同号中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第二十四条第五項の規定による販売許可証の住所等の変更の届出の受理及び同条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十六号に次のように加える。

7 第七十六条第一項の規定による猟区の成績報告書の受理

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第三十一号の2及び3中「において」を「の規定により」に改め、同項中第三十四号及び第三十五号を削り、第三十六号を第三十四号とし、第三十七号から第五十号までを二号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部県土整備局長の項第五号の1中「第六条の二第六項」の下に「(第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号の2中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同号の6中「第十八条第二十四項第一号」を「第十八条第十九項(第八十七条第一項、第八十七条の四並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」の規定による建築物の計画が建築基準関係規定に適合しない旨の通知及び第十八条第三十八項第一号」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第六号中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同項第十号を次のように改める。

十 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に関する次のこと(昭和四十五年徳島県告示第百八十一号(建築基準法に基づく建築主事の所管区域を指定する件)の表の備考に掲げる建築物等以外の建築物等に係るものに限る。)

1 第七条の規定による指導及び助言

2 第十一条第一項及び第二項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第三項の規定による通知書の交付

3 第十二条第二項及び第三項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同条第四項の規定による通知書の交付

4 第十三条第一項の規定による是正措置の命令

5 第十五条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査(4に掲げる事項の施行のために行うものに限る。)

6 第三十条第一項の規定による認定及び同条第三項(第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

7 第三十一条第一項の規定による認定

8 第三十二条の規定による報告の徴収

9 第三十三条の規定による改善命令

10 第三十四条の規定による認定の取消し

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第十一号中「第十一条」を「第十三条」に改める。

別表第二の三徳島県防災人材育成センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県立図書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)に関する

次のこと（徳島県立図書館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立博物館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立博物館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立近代美術館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立近代美術館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立文書館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立文書館に係るものに限る。）

- 二 徳島県立文書館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立二十一世紀館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（1及び3にあつては、徳島県立二十一世紀館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第四条第一項の規定による観覧料の徴収、同条第二項の規定による使用料の徴収並びに同条第三項の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の免除
- 3 第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除

- 二 徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則（平成二年徳島県規則第四十九号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項ただし書の規定による観覧料及び使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定

- 2 第四条ただし書の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の還付
- 3 第五条の規定による観覧料及び使用料に関し必要な事項の決定
- 三 徳島県文化の森総合公園文化施設における電気の調達に係る事務の処理（企画総務部広域行政担当部長の専決に係るものを除く。）

- 四 徳島県文化の森総合公園文化施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

- 五 徳島県立二十一世紀館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長

- 一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立鳥居龍蔵記念博物館に係るものに限る。）

別表第二の三徳島県立図書館長の項から徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長の項までを削る。

別表第三個別事項の項第三号の5、6及び8中「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、同項第十号の3中「許可」の下に「及び同条第三項の規定による意見の聴取」を加え、同号の6中「の設定に関する裁定」を「を設定すべき旨の裁定及び第三十九条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取」に改め、同号の9及び10中「第五条又は」を「第五条若しくは」に、「許可及び」を「許可又は」に改め、同号の11中「処分」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同号に次のように加える。

13 附則第二項の規定による農林水産大臣との協議

別表第三個別事項の項第二十六号を次のように改める。

二十六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）に関する次のこと。

- 1 第五条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による資料の提出、同条第二項の規定による説明及び同条第四項の規定による助言又は勧告の受理
- 2 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画についての同意
- 3 第十一条第六項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立ての裁決
- 4 第十三条第三項の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する指示及び同条第五項の規定による書面の提出の要求
- 5 第十三条の二第三項の規定による市町村の交換分合計画の認可
- 6 第十五条の規定による土地利用に関する調停
- 7 第十五条の二第一項本文の規定による農用地区域内における開発行為の許可、同条第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに同条第八項の規定による国又は地方公共団体との協議
- 8 第十五条の三の規定による違反者等に対する監督処分
- 9 第十六条第一項の規定による農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告及び同条第二項の規定による勧告に従わない旨等の公表

別表第三個別事項の項中第三十六号を削り、第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 農業経営基盤強化促進法に関する次のこと。

- 1 第十二条第六項の規定による同意市町村との協議及び同意並びに同条第十一項の規定による農林水産大臣との協議
- 2 第十六条の二第六項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに農業委員会の意見の聴取並びに第十条の二第九項（第十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理
- 3 第十六条の三第四項の規定による通知の受理
- 4 第十六条の七の規定による協力の求めの受諾

別表第三個別事項の項中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号

を第三十八号とし、第四十号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成十八年徳島県条例第十八号）に関する次のこと。

- 1 第二十条第五項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定案についての意見書の受理
- 2 第二十四条第一項の規定による緩衝地区内での行為の届出の受理
- 3 第二十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による希少野生生物保護区等の指定等の提案の受理

別表第三個別事項の項第五十四号の2中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、同号を同項第五十五号とし、同項中第五十三号を第五十四号とし、第四十二号から第五十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十二号とし、同号の前の次の一号を加える。

四十一 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則（平成十九年徳島県規則第一号）第九条第七項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第九項の規定による回復した許可証又は従事者証の返納の受理

別表第五その一第四号中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、

十 万 円 未 満	千 万 円 未 満
-----------------------	-----------------------

を

千二百万円未満	十万円未満
---------	-------

に、

全額	三千万円未満
----	--------

同表その二中

千万円未満

を

三千万円未満	三千万円未満	全額
千二百万円未満	千万円未満	千万円未満

に改める。

別表第十二中「徳島県警察本部の警務部会計課長」を「徳島県警察本部警務部会計課長」に改める。

別表第十三第六号中「徳島名西警察署、小松島警察署、阿南警察署及び三好警察署」を「徳島県徳島名西警察署、徳島県小松島警察署、徳島県阿南警察署及び徳島県三好警察署」に改め、同表第八号の1中「から八十三の項まで並びに八十五の項」を「、八十一の項並びに八十三の項」に改め、同号の2中「から八十三の項まで」を削る。

別表第十四徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課（知事戦略公室及び、徳島県文化の森振興センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。）、徳島県会計規則別表第三に掲げる出納局会計課の所管する二号廨（以下「会計課の所管する二号廨」という。）、徳島県教育委員会（事務局に限る。）、徳島県人事委員

会、徳島県監査委員、徳島県労働委員会、徳島県収用委員会、徳島県警察本部（警務部情報発信課及び会計課並びに交通部交通指導課に限る。）並びに徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「知事戦略公室及び、」を「知事直轄組織知事戦略局及び」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。